

# 令和5年度『大阪市立松虫中学校 いじめ防止基本方針』

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

「いじめはどの学校、どの学級でも起こりうる。」という認識のもと、本校では「互いの人権を尊重し、主体的、創造的に活動できる生徒」を育成するために「松虫中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- (1) 人権教育・道徳教育を基盤とし、授業や学校行事等の取組みを通じて、子どもたちの自尊感情や自己有用感を育み、いじめを生まない集団づくりに取組む。
- (2) 教職員全員が、学年を越え学校総体として、子どもたち一人ひとりに寄り添い、関わりを持つとともに、きめ細かな情報交換に努める。
- (3) 「いじめはどの学校、どの学級でも起こりうる」との認識のもと、教職員が常に、いじめを認知しようとする姿勢を持ち続ける。
- (4) 一人ひとりの生徒に教職員全員が丁寧に声かけ等を行い、日常の些細な変化を見逃さないようにするとともに、教育相談やアンケート調査等の様々な機会をとらえ、いじめを認知する取組みを継続して行う。

## 3. いじめの未然防止についての取り組み

### ＜基本姿勢＞

いじめは、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

- (1) 授業改革について
  - ①全教職員の共通認識のもと、授業規律の確保に努める。
  - ②相互授業参観週間を実施し、教員相互の研鑽の機会を設けるとともに、他学年を含めた生徒観察の機会とする。
  - ③授業研究を伴う研修会の充実を図り、「わかる授業」の構築に向けた教職員のスキルアップを図る。
  - ④課題のある生徒に焦点をあて、習熟度別少人数授業等の指導方法の改善に努める。
- (2) 自己有用感を高めるために
  - ①体育大会や文化祭等の学校行事の中やふだんの学級活動・委員会活動で、一人ひとりの生徒が活動する場を意識的に設けるとともに、全教職員が生徒の頑張りを丁寧に認めていく視点を持ち指導にあたる。
  - ②生徒会や専門委員会の活動を、生徒が自主的に運営できるよう指導していくとともに、全校・学年集会や行事を生徒中心に運営させていく。
  - ③地域に学ぶ職場体験学習や地域との合同防災訓練など、地域とつながる活動を通して、地域や社会とのつながりを感じさせるとともに、奉仕することによる喜びを味わわせる。

### (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①各学年は、年間指導計画に基づき、人権教育や道徳教育の深化・充実につとめるとともに、定期的に道徳人権教育推進委員会を開催し指導内容の共有化を図る。
- ②常に危機感を持ち、学級で課題が出てきたときには、学級や学年全体での話し合いを行うなど、常に教師と生徒間で課題を共有し、その解決に向けてともに取組みを進められるような学級経営・学年経営に努める。
- ③情報モラル教育については、教科の学習や外部講師を招いての講習等を通して、その充実に努める。

## 4. いじめの早期発見についての取り組み

### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する努力を怠らない。

- (1) 学年を越えた情報交換を行いやすい職員間の雰囲気を大切にし、全教職員で全校生徒を見ていこうと心がける。
- (2) 気になる生徒や事案については、5 W 1 H に注意し、記録に残すことを心がける。
- (3) 教育相談週間を設け、学級担任と生徒の個別面談を実施し、いじめや問題行動等の早期発見に努める。
- (4) 毎学期末には、学校生活を振り返るためのアンケートを実施し、生徒一人ひとりの些細な変化を見逃さないよう、問題の早期発見に努める。
- (5) 毎学期、いじめアンケートを実施し、その結果に基づき、個別面談等を実施するなど、早期対応を心がける。
- (6) 上記(1)～(5)の取組において掴んだ情報については、担任一人が抱え込まないよう、いじめ防止対策委員会に報告し、必要に応じて職員会議や生活指導部会等において、情報交換を丁寧に行い、情報の共有化を積極的に進める。
- (7) 気になる生徒については、スクールカウンセラーと連携し、保護者を含めてカウンセリングを勧める。

## 5. いじめの早期解決についての取り組み

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼をおいた指導を行う。

- (1) いじめ事案を把握した場合、学級担任から学年主任を通して、生徒指導主事・生活指導部部長・管理職へ速やかに報告する。
- (2) いじめ防止対策委員会を開催し、対応方法について検討する。また、学年だけでなく、全教職員にも、職員会議や生活指導部会等の会議を通して報告し、情報共有に努める。
- (3) 被害生徒に対して
  - ・事実関係の聴き取りと家庭訪問等による保護者への連絡を迅速に行うとともに、徹底し守ることを伝え、できる限り不安を取り除くようにする。
  - ・被害生徒が自尊感情を高められるよう留意するとともに、被害生徒が信頼できる人と連携し寄り添い支える体制を作る。
  - ・安心して登校できるよう、複数の教職員の協力のもと被害生徒の見守りや別室指導等、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

- (4) 加害生徒に対して
  - ・事実関係の聴き取りと保護者への連絡を迅速に行い、事実に対する理解を得る。
  - ・加害生徒に、いじめは人格を傷つけ、生命・身体を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの責任を自覚させる。
  - ・加害生徒の抱える問題など、いじめの背景にも目をむけ、加害生徒の健全な人格の発達に配慮し成長を促す指導を行う。
  - ・状況に応じて、懲戒や出席停止、警察等の関係諸機関との連携も含めて、毅然とした対応をする。
- (5) 集団に対して
  - ・話し合い活動などを通して、自身の問題として捉えさせるとともに、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を育てる。
  - ・すべての生徒が集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りをめざす。
- (6) 事案内容により、警察や教育委員会等と連携し、専門家チームやSSW等の助言を受け、いじめの早期解決に取組む。
- (7) ネット上のいじめに対しては、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」等の専門機関より助言を得ながら、その解決を図っていく。

#### ※いじめ発見の際の流れ

1. **訴え・相談・気づき**
2. **学級担任・部活動顧問等による聞き取り**
3. **管理職・学年主任・生徒指導主事・生活指導部長に報告**
4. **いじめ防止対策委員会で指導方針の決定**
5. **被害生徒への支援・加害生徒への指導**
6. **被害生徒・加害生徒の保護者への連絡**
7. **学級・学年・部等での全体指導**

#### 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

##### (1) 学校内の組織

###### ①名称

いじめ防止対策委員会

###### ②構成メンバー

管理職、生徒指導主事、生活指導部長、学年主任

※事案対応時には、事案内容に応じて、学級担任、部活動顧問、養護教諭、スターラーカウンセラー等を加える。

###### ③役割

- ・いじめ対策にかかる年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- ・いじめに関する情報や、生徒の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いにかかる情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

## 【年間計画】

### ◇調査・相談活動等

- |                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| ○PCを使った自分の心の状態の把握（心の天気） | 通年、一日1回         |
| ○PCを使った先生への相談申告         | 通年、随時（5月以降開始予定） |
| ○学校生活の振り返りアンケート調査       | 年3回（7月、12月、3月）  |
| ○生徒対象いじめアンケート調査         | 年3回（7月、12月、3月）  |
| ○教育相談週間                 | 年1回（11月）        |
| ○生活アンケート調査              | 年1回（1月）         |

### ◇研修会

- |          |                |
|----------|----------------|
| ○生活指導研修会 | 年2回            |
| ○人権教育研修会 | 年3回（9月、11月、2月） |

## （2）保護者や地域・関係機関との連携

- ①いじめ防止基本方針を公表するなど学校の指導方針等について理解を得られるよう積極的な情報発信に努めるとともに、保護者・地域と緊密に連携するよう努める。
- ②保護者・地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるよう啓発活動に努める。

## （3）取組内容の検証

- ①運営に関する計画の取組内容に位置づけるとともに学校生活アンケート等の結果を通して取組内容の検証を行う。
- ②いじめ防止対策委員会において、検証をもとに次年度の目標設定・取組内容を検討していく。

## 7. 重大事案への対処

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」  
「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合  
⇒速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

- ・学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）
- ・調査組織の設置や事実関係の明確化
- ・被害児童生徒及びその保護者への適切な情報提供
- ・教育委員会への報告。

○基本的に、国が示したフローチャートに従い、対応する。